

令和3年度 無人航空機に係る事故トラブル等の一覧(国土交通省に報告のあったもの)

No.	発生日	飛行させた者 又は所属団体 等	飛行場所	機体 (種類、特徴等)	事象の概要	航空法上の許 可・承認の要否	許可・承認 の有無	当局の対応	報告された原因分析及び是正措置
1	2021/4/10	個人	広島県山県郡北	DJI MAVIC 2 PRO	・飛行訓練のため監督者の監視の下、操縦練習者が無人航空機を飛行させていたところ、付近を走行していた軽トラックに接触させた。 ・本件事案による人の負傷はなかった。 ・なお、操縦者の操縦経験は数時間程度。	不要	-	・原因分析と再発防止策の検討を指示した。	【原因分析】 - 【是正措置】 -
2	2021/4/18	空撮事業者	東京都西多摩郡	DJI社製 Inspire-2	・空撮のため無人航空機を飛行させていたところ、電線に接触し切断させた。 ・本件事案による人の負傷はなかった。 ・なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	不要	-	・原因分析と再発防止策の検討を指示した。	【原因分析】 離陸地点の風速は飛行マニュアルの範囲内だったが、上空の方がかなり風が強く、機体が揺られてしまった。帰還する際に向かい風になったため、バッテリーの消費が激しかった。着陸場所付近ではバッテリー残量が10%を切っていたため、強制着陸モードが発動。安全に着陸させるため、手動着陸に切り替えたが、操縦ミスにより電線の引き込み線に接触してしまっていた。 【是正措置】 強風時の対応策をしっかりと考え、これまで以上に感度の調整を重ねて、不測の事態にも落ち着いて対応できるようにする。バッテリー残量に常に最大限の注意を払い、安全に帰還できる飛行距離を十分な余裕を持って設定する。一方で、バッテリー残量が少なく、危険状況になってしまった時に、人や第三者の物件を傷つけずに着陸できる場所の候補をあらかじめ決めておき、補助者とも共有しておく。
3	2021/4/19	農業関連業者	茨城県結城郡	DJI社製 AGRAS MG-1	・肥料散布のため無人航空機を飛行させていたところ、家屋に衝突・損傷させ墜落した。 ・本件事案による人の負傷はなかった。 ・なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	132条の2第10号(物件投下)	有	・原因分析と再発防止策の検討を指示した。	【原因分析】 1. 飛行範囲の周囲については35m以上の立入禁止区域を設け、人などが立ち入る可能性がある進入経路にはそれぞれ補助員を配置して安全確認を行った後に飛行を実施する運用を行っていたが依り手当事者の空き家については30m以上の距離を取ることができず、第三者の物件でないことから操縦者の意識も希薄となっていた。 2. 無線通信によるナビゲータの指示が不適になった時に停止せず、操縦者の自己判断で前進を進めた。 3. 進行方向の延長線上に障害物(家屋)がある場合の飛行高度が不十分であった。 【是正措置】 1. 関係者物件であっても飛行ルート上にある障害物に対しては飛行方向を変える対応を行う。 2. 無線通信の接続状況を常に確認し、不適となった場合には停止(ホバリング)することを徹底する。 3. 進行方向の延長線上に障害物がある場合は、その距離に関わらず、十分な高度を取って飛行することを徹底する。具体的には、前進で飛行させる際には、パイロットから見た機体の延長上には、その距離には関わらず障害物がない状態まで高度を上げて飛行することを徹底する。
4	2021/4/19	行政機関	高知県四万十町	Parrot社製 anafi サーマル SE	・空撮のため無人航空機を飛行させていたところ、突然山林へ墜落した。 ・本件事案による人の負傷はなかった。 ・なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	不要	-	・原因分析と再発防止策の検討を指示した。	【原因分析】 - 【是正措置】 -
5	2021/4/23	個人	愛知県岡崎市	自作機(飛行機)	・無人航空機を飛行させていたところ、機体の受信機が反応しなくなり、アパートの屋根に墜落し屋根を損傷させた。 ・本件事案による人の負傷はなかった。 ・なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	航空法第132条第2号(人口集中地区)	無	・原因分析と再発防止策の検討を指示した。	【原因分析】 - 【是正措置】 -
6	2021/4/28	行政機関	静岡県静岡市	DJI社製 MAVIC2 ZOOM	・操縦訓練のため無人航空機を飛行させていたところ、機体操作が不能となり、機体が海上へ墜落した。 ・本件事案による人の負傷及び第三者の物件の被害はなかった。 ・なお、操縦者の操縦経験は10時間未満。	不要	-	・原因分析と再発防止策の検討を指示した。	【原因分析】 - 【是正措置】 -
7	2021/5/9	個人	愛知県名古屋	DJI AIR 2S	・無人航空機を飛行させていたところ、通信不能となり、機体を紛失した。 ・本件事案による人の負傷及び第三者の物件の被害は不明。 ・なお、操縦者の操縦経験は10時間以上。	航空法第132条第2号(人口集中地区)、132条の2第5号(夜間)及び第6号(目視外)	無	・原因分析と再発防止策の検討を指示した。	【原因分析】 - 【是正措置】 -